

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第931号)

平成23年3月10日

横 情 審 答 申 第 931 号

平 成 23 年 3 月 10 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 22 年 6 月 10 日 経 観 経 創 第 129 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す。

「 中 小 企 業 等 協 同 組 合 決 算 関 係 書 類 提 出 書 (平 成 20 年 6 月 9 日 受 付 経
営 ・ 創 業 支 援 課 第 113 号) 」 の 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の
諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成20年6月9日受付 経営・創業支援課第113号）」を一部開示とした決定について、平成19年度のスタンブ会計報告書、アーケード会計決算報告書及び街路灯会計決算報告書を本件請求時においては保有していなかったとして対象行政文書として特定しなかったことは妥当であるが、現時点において保有している当該文書について、開示・非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中小企業等協同組合決算関係書類提出書（平成20年6月9日受付 経営・創業支援課第113号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年4月2日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書の構成について

本件申立文書は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）第105条の2及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「組合法施行規則」という。）第187条の規定に基づき、小机商店街協同組合（以下「本件組合」という。）から横浜市長宛てに提出された平成19年度の中小企業等協同組合決算関係書類提出書であって、中小企業等協同組合決算関係書類提出書（以下「文書1」という。）、第45期通常総会議案書一式（以下「文書2」という。）及び第45回通常総会議事録（以下「文書3」という。）から構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書 2 に記載された個人の氏名、肩書き及び電話番号並びに個人印の印影並びに文書 3 に記載された個人の氏名及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 3 号の該当性について

文書 2 に記載された取引先金融機関名・支店名、預金種別、借地権所在地及び債務者名は、事業活動を行う上での内部管理に関する情報及び取引先の企業名であり、開示することにより本件組合の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

文書 1 から文書 3 までにそれぞれ記載された組合代表者印の印影並びに文書 2 に記載された取引先金融機関名・支店名及び預金種別は、開示することにより本件組合の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(5) 対象行政文書の特定について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件申立文書には平成19年度のスタンプ会計報告書、アーケード会計決算報告書及び街路灯会計決算報告書（これら三種類の会計報告書を総称して、以下「スタンプ会計報告書等」といい、平成19年度のスタンプ会計報告書等を以下「本件スタンプ会計報告書等」という。）が含まれているはずとして開示を求めていると思われる。申立人は、本件スタンプ会計報告書等について、現在取得保存している文書であるにも関わらず開示されなかったと主張するが、当該文書を取得したのは平成21年 8 月であり、本件請求時点では保有していなかったため請求対象文書とはならない旨を申立人に説明している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 本件処分は、当初の一部開示決定（以下「当初決定」という。）が取り消された後の再決定であるが、本件処分においても本件スタンプ会計報告書等については、現に文書が存在するにも関わらず開示されなかった。

(3) 実施機関は、開示請求時点の文書不存在を理由にしているが、そのような理由は決定通知書に記載されていない理由であり、決定通知書に記載のない理由によって非開示とすることは条例第13条第 1 項に反する。これに加えて、本件スタンプ会計

報告書等を「取得したのは平成21年8月」とあるが、取得の必要性や経緯についての説明が一切されておらず、非開示処分における説明自体曖昧かつ不十分というべきである。

- (4) 実施機関は、当初決定に係る異議申立ての際に本件スタンプ会計報告書等は提出義務のない文書であるため、本件請求時点で保有していなかったのは当然であると主張していたが、本件処分に係る異議申立てに対しては開示請求時点での文書不存在が非開示理由となっている。このように実施機関の説明が変遷していることは、文書の「合法・不存在」との当初の主張がその後の文書取得行為によって崩れたため文書の「違法・不存在」を認めざるを得ず、それでも非開示を維持するために開示請求時点での文書不存在を理由とするほかになかった証左である。法定文書の取得及び保有を認めた以上、請求対象文書に該当するものとして速やかに開示されるべきである。
- (5) 実施機関が、文書の「違法・不存在」の状態を是正しようと文書取得に至ったのは明らかであるから、違法状態を是正した上で、取得した文書を速やかに開示すべきであり、当時の違法状態を理由に開示を拒否することはできない。
- (6) 実施機関の「開示請求時点で文書が存在していなければならない」との主張は、あまりに厳格に解釈しているのではないか。本件のように開示請求後に文書を取得した場合に開示しないというのは、請求時の行政側の事情で開示が左右されるし、行政側の文書管理が何ら問題とならないことになる。
- (7) 本件組合の文書の不提出を見落として放置しながら、文書がないから非開示とする処分には到底納得できない。行政側のミスで文書が取得されないまま放置されていたものを、なぜそれを指摘した請求者側が不利益処分を受けなければならないのか。また、なぜ実施機関は「任意提供する」、「請求し直せ」と言って請求者に新たな負担を負わせるような対応をするのか。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

組合法第105条の2では、信用協同組合等を除く組合等は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面（以下「決算関係書類」という。）を行政庁に提出しなければならないとされている。

本件申立文書は、本件組合から横浜市に提出された平成19年度分の決算関係書類

であり、実施機関は本件処分において条例第7条第2項第2号、第3号及び第4号に該当するとした部分以外を開示している。

(2) 本件異議申立てに係る経過について

当審査会において本件異議申立てに係る経緯を確認したところ、次のとおりであった。

ア 本件組合は、平成20年6月9日に本件申立文書を実施機関に提出した。

イ 申立人は、平成21年5月11日に、開示請求書に「小机商店街協同組合が市に対して提出した中小企業等協同組合法に関する文書一切（決算書類を含む）（平成18年度以降）」と記載して本件請求を行った。

ウ 本件請求に対し、実施機関は、本件申立文書の一部並びに平成17年度及び平成18年度の決算関係書類（以下「関連対象文書」という。）の一部を特定した上で平成21年5月27日付で当初決定を行った。

エ 申立人は、当初決定に対して平成21年7月27日付で異議申立てを行い、これを受けて実施機関は、平成21年10月9日付で当審査会に諮問を行った。その後、実施機関は、平成22年2月19日付で当初決定を取り消し、平成22年4月2日付で本件処分を行っている。当初決定を取り消した理由は、本件申立文書及び関連対象文書の一部ではなくその全てを請求対象文書とすること、非開示条項の適用に誤りがあったことなどである。

オ 申立人は、本件処分を不服として平成22年4月28日付で本件異議申立てを行った。

(3) 本件スタンプ会計報告書等の不存在について

ア 申立人は、本件処分時には本件スタンプ会計報告書等を取得していた以上、当該文書を請求対象文書として開示すべきと主張している。一方、実施機関は、本件スタンプ会計報告書等を取得したのは本件請求後であり、本件請求時には保有していなかったため請求対象文書にはならないと説明している。また、当審査会では、本件の関連案件（答申第930号。以下「関連案件」という。）に関して平成22年7月22日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 組合法に基づく提出義務について、組合の一般会計に全ての事業が含まれていないのであれば、別会計報告書についても行政庁に報告する義務がある。この点については、当初決定の際は本件申立文書の一部のみで組合法等に基づく提出義務の内容を形式上全て満たしていると考えていたが、現在では考え方を

改めた。

(イ) 本件スタンプ会計報告書等については、本件請求後の平成21年8月10日に本件組合と面談を行った際に提出を受けており、面談の記録として報告書（以下「面談報告書」という。）がある。

(ウ) 組合によって別会計を持っているところと持っていないところがある。事業計画書等に別会計について明記されていれば、別会計の存在を把握できるが、本件組合については明記されていなかったため、単年度の書類を見る限りでは把握できなかった。前年度の書類と突き合わせれば別会計の存在を把握できたが、事務処理上は単年度での確認しかしていなかった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、平成21年8月10日に本件組合から本件スタンプ会計報告書等を取得したと説明しており、この点については、申立人が関連案件に関して資料として提出した面談報告書の内容とも符号するため首肯できる。そうすると、実施機関は、本件請求の時点で本件スタンプ会計報告書等を保有していなかったことになる。情報公開制度においては開示請求時点において実施機関が保有する行政文書が請求対象文書となることが原則であるため、本件請求時に実施機関が本件スタンプ会計報告書等を取得しておらず、当該文書を本件請求の対象行政文書として特定しなかったことは妥当である。

(イ) ところで、事情聴取における実施機関の説明では、スタンプ会計報告書等は、組合法の規定に基づき本件組合が実施機関に提出する義務がある文書であるとのことである。そうであるなら、本件組合が組合法に基づいて適正に決算関係書類を実施機関に提出していれば、本件スタンプ会計報告書等は、本件請求時には実施機関が保有しており、本件請求の請求対象文書となるはずであったものである。さらに、本件請求を含む申立人とのやり取りを経て、実施機関が本件請求後に本件スタンプ会計報告書等を取得し、現時点において保有していることも踏まえると、本件については、実施機関が現在保有している当該文書を本件請求の対象行政文書として特定し、開示・非開示の決定をすることが情報公開制度の趣旨に合致すると考える。したがって、実施機関は、現時点において保有している本件スタンプ会計報告書等について、開示・非開示の決定をすべきである。

(ウ) なお、当初決定に係る異議申立てに関して、実施機関が本件スタンプ会計報

告書等を任意提供の形で開示する旨を申立人に説明したところ、申立人はあくまでも異議申立手続の中での解決を求めてこれを拒否したとのことである。前記(ア)のとおり、開示請求時に保有していない本件スタンプ会計報告書等を請求対象文書として特定しなかったことは妥当であって、当該報告書を後日取得した場合に、これを任意提供すること自体は不適切な取扱いではなく、むしろ開示請求者の便宜に資する取扱いであったと考えられる。当審査会としては、実施機関と申立人の双方に迅速な争訟解決に向けた努力を望むものであることを付言する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件スタンプ会計報告書等を本件請求時に保有していなかったとして本件請求の対象行政文書として特定しなかったことは妥当であるが、現時点において保有している当該文書を本件請求の対象行政文書として特定の上、開示・非開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年6月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年6月18日 (第104回第三部会) 平成22年6月23日 (第173回第二部会)	・諮問の報告
平成22年6月24日 (第169回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年7月22日 (第170回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年8月20日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・審議
平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・審議
平成22年11月25日 (第175回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年11月25日	・異議申立人から意見書(訂正)を受理
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議
平成23年1月27日 (第178回第一部会)	・審議
平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・審議